平成２８年（フ）第３７２０号
大阪市生野区田島５丁目11番19号　長谷川ハイツ402
債務者　**徳**本　綾子
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７３３号
大阪市鶴見区焼野１丁目１番２―106号
債務者　増倉　　寛
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７５９号
大阪市城東区今福西２丁目17番13号
債務者　小向　信江
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７７６号
大阪府門真市五月田町31番10号、前住所大阪府寝屋川市中神田町５番27号
債務者　荒川　一仁
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８２４号
大阪府高槻市富田町１丁目18番１－Ｂ303号、前住所大阪府高槻市富田町１丁目１番１号
債務者　成松　俊光
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９７９号
大阪市東淀川区小松３丁目12番４号　小松アパート　204号
債務者　足立　裕紀
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９８６号
大阪市生野区新今里６丁目３番８号
債務者　大隅　尚美
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９９１号
大阪市天王寺区東高津町６番22号ジェイ・プライド上本町404号
債務者　仲島　韶子
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０号
北海道北見市常盤町３丁目11番５号　澤本ハイツ103号
債務者　木川田　司
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第８３７号
埼玉県新座市新座３丁目４番３―508号
債務者　横山　美記
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９５１号
埼玉県加須市東栄２丁目14番８号、旧住所埼玉県加須市水深797番地６
債務者　田口　慎一
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４８９号
埼玉県草加市氷川町310番地　カトリエーム202号
債務者　金田文秀こと　金　　文秀
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４９３号
埼玉県草加市青柳２丁目17番３号　アネックス草加第26期―103号
債務者　吉田　　誠
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２４９号
埼玉県行田市佐間３丁目18番13号　レオパレス21　グランシャリオ101
債務者　倉持　里恵
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２７１号
埼玉県東松山市山崎町８番地32　リバーサイド山崎103
債務者　平川　圭司
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３４９号
川崎市川崎区宮前町７番２号　アオキガーデンヒル宮前Ｌ　802
債務者　人見めぐみ
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３６２号
川崎市宮前区有馬７丁目11番27―203号　フラット鷺沼
債務者　落合　　昭
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係